主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由は末尾掲記の通りである。

記録を精査するに、上告人は第一、二審を通じ、被上告人主張の本件手形債務の成立を認め、これに対しては、ただ相殺の抗弁を主張したに止まり、所論の如き抗弁事実を主張した形跡は認められない。原審が所論の点につき審判しなかつたのは当然であり、原判決には何等の違法もない。論旨は、法律審においてあらたな事実を主張し、これに基ずいて原判決を非難するものに外ならないのであつて、上告適法の理由とならない。

よつて民訴四〇一条九五条八九条に従い主文のとおり判決する この判決は裁判官全員の一致した意見である。

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官